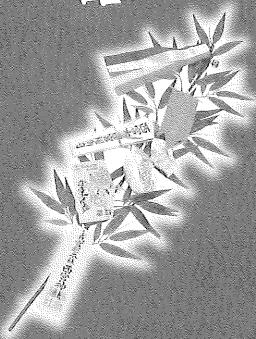


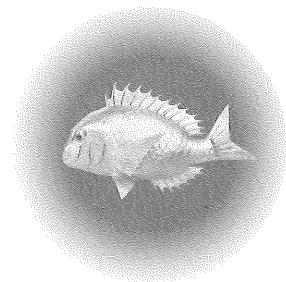
西宮神社



西宮神社史話

西宮神社史話

西宮神社



西宮神社史話

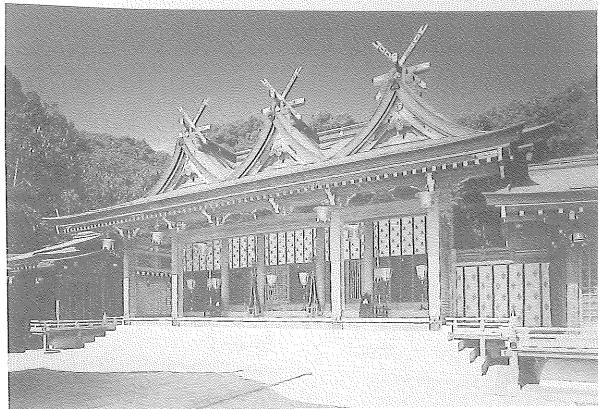




(西宮神社鳥瞰図)
社叢……兵庫県指定天然記念物



(拝殿)

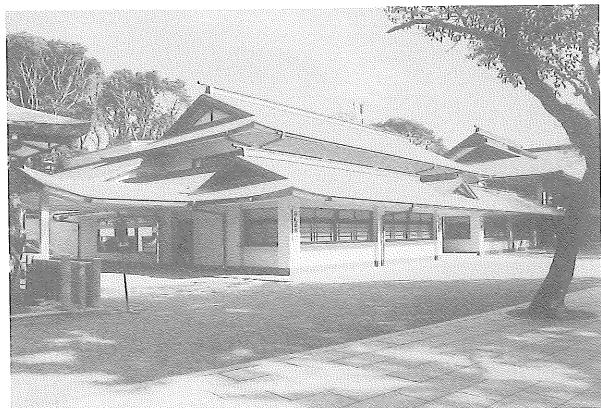


(本殿)

—三連春日造と称し、本邦唯一の
特異な構造をもつ元国宝建造物—



(表大門)
—通称 赤門—
(重要文化財)



(社務所)
—阪神大震災により被害、新築成る—

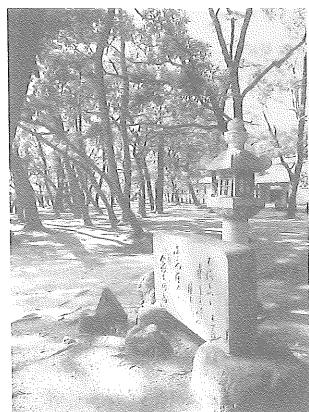
はしがき

このたび西宮神社の新殿復興竣工に際し、奉祝祭を行われるにあたり、それを記念するため、「西宮神社の歴史」を上梓して広く氏子や崇敬者の方々に頒つことと致しました。当社では既に明治三十五年、吉井良晃社司によつて「摂津西宮名所誌」を出版し、大正十四年には小職の執筆で「西宮小志」といふものを発刊致しましたが、只今絶版となっています。

このほか小職も些か関係して居りました兵庫県神社誌や西宮市史の中に当神社については相当詳しく書かれては居りますが、前者は已に旧刊に属し、後者は他の記事もあり数巻にも亘りますので当社のことを一目で会得するには手数を要する訳であります。また当社に極く簡粗な由緒がきもありますが、これでは不満足であるから、もつと詳細なものが欲しいといふ要望も屢々受けて居る矢先でもありましたので、今度の好機会に不敏ながら史料を集め、平生の所見を加えてこの小著を編成致しました。根が浅学菲才などころへ何ぶんにも急な思ひつきでありましたので充分な鍛成をつくしてをりません。且何だか史料ばかり並べて読みづらい堅くるしいものになつてしましましたのは申訳ありませんが、内容や其他に対する御



(西宮神社会館)



(参道の松林)

高批などは謹んで御教示を願いたく存じます。
述作に当り、西宮市史編集室より記事や挿入写真について多大の便宜を与えられましたこと
と、また同市史編集専門委員であられる関西学院大学教授水島福太郎博士、同委員関西大学
の横田健一教授の考説を参考させて貰いましたことに対し感謝の意を表します。尚西宮神社
復興奉贊会の援助についても深厚なる御礼を申しあげます。

昭和三十六年十月二十日

西宮神社宮司 吉井良尚

改訂にあたつて

本書は、昭和六十年に第四版を刊行して以来今日まで約二十年近くにもなりまして、その間、時代の大きな動きや度重なる災害による諸施設の変動等によつて、かなり現状と内容との間にそぐわない点が出てまいりましたので、今回の再版を機に大幅に検討を加え、以下の諸点を重点において改訂を試みました。

- ① 内容全般の組立、筋書は、原著者の意向を尊重して動かさないことにしました。
 - ② 文章は、口語文に変更し、できる限り引用の諸史料等は、各章の終りに註文としてまとめて読みやすくしました。
 - ③ 内容中必要に応じて写真、図版を豊富に掲載して、理解を早めることを考慮しました。
 - ④ 災害による諸施設の変動については、実情に則して消滅、新設に区分して説明することにしました。
 - ⑤ 本書の装訂は、全般的に新らしく変更することにしました。
- 以上の改訂事項にもとづいて、これまでの書名を改め、「西宮神社史話」と変更して刊行す

ることになりましたことを諒とされたい。

平成十四年七月一日

(改訂者) 西宮神社宮司 吉井良隆

西宮神社史話

目 次

写 真

はしがき

(一) 西宮の古い伝承 1

(二) 広田神社 7

(三) 広田神社と摺末社 11

(四) 浜南宮と西宮 15

(五) 夷神と蛭兒神 33

(六) 諸国へ勧請の夷神 35

(七) 神祇伯家の崇敬 39

(八) 兵庫和田岬への神幸 51

(九) 鎌倉時代高僧の参詣	59
(十) 応永末期の西宮戎社	65
(十一) 社宝 劍珠	75
(十二) 西宮神社の焼失と再興	83
(十三) 戎像神札の発行	89
(十四) 西宮神社の祭典	93
(十五) 境内神社など	101
(十六) 奉仕の神職、社僧、巫女等	111
(十七) 社内の文化財	129
(十八) 西宮の人形操り	129
人形操りの宮廷参入	129
夷かき	130
文献に現われた西宮操り	135
西宮操りの終末	138
淡路へ移行の問題	140
(十九) 社頭の景観	147
(付) 境内案内図	折込

(一) 西宮の古い伝承

たようです。^{註(1)}

西宮神社は、大阪と神戸の二つの大都市にはさまれた、いわゆる阪神間の中央に位置して、海とは実に切っても切れない関係にあります。いまは埋立地によつて海までの距離はかなり隔たつてしましましたが、かつては、いまの国道四十三号線あたりが海岸線（波打ち際）だつたようです。^{註(1)}

すでに室町時代には「戎社」（西宮神社を昔は「エビスノヤシロ」と称していました）を「海社」（ウミノヤシロ）といつていきました。この海社という表現は、たいへん重要な意味をもつております。この神さまの性格を端的にあらわしたものといえましょう。⁽²⁾

考えてみますと、海の彼方から神靈がご出現になつて、これをお迎えして社殿をつくり、おまつりを行ない、それにつれていろいろな伝承や行事がながく伝えられてきたものと思われます。したがつて海の彼方から来られた神さまであるが故に、その始めはこの神さまを外^とつ国の神、つまり外国の神さまと思い「エビス神」と名付けて呼んだのですが、後になつて古事記や日本書紀の神代巻に出てきますイザナギ・イザナミ二柱の神さまの御子として海へ

お流しになつた蛭兒神であることが分かり、改めて海神蛭兒神と尊称して当社に祀られることになったのです。⁽³⁾

神さまを迎える儀式などがまず最初に海辺で行われたのが始まりで、後に海上渡御などという莊重な形式をささえとることになつたと思われます。蛭兒神の神像には必ず鯛を左脇下に抱えられていることなどは、この神さまは海神（海上守護と大漁を保障する神様）であることを現わしていると同時に、またながい伝承の間に海産物の象徴としてこの魚が傍に侍せなければならぬほどに生活に密着した民衆の厚い信仰観念が自らそうなされてきたのではないでしようか。

ここに古来この地方に語り伝えられてきた伝承を紹介して参考にいたしましょう。

昔鳴尾の浦（西宮東方三キロ）の漁夫が武庫の海の沖で夜漁りをしていたところ、その網が平常よりたいへん重く感じたのでよろこんで引上げてみたところ魚ではなく、奇しき神像のようなものがかかりました。漁夫は何心なくつぶやきながらそれを海中に遺棄して、さらに沖遠く行くうちに和田岬のあたりにさしかかりました。そこでもまた網を曳いていると、不思議や先ほど武庫の沖で見送った神像がまたかかつてきました。今度はただ事ではないと感付き、像を船に乗せ家に帰つて大切に祀りました。ある夜の夢に神さまの託宣

があつて、「吾は蛭兒神なり、國々を廻つてこの地に來たが、この地より少し西方に好き宮地がある、そこに居らんと欲する、能く計らえよ」と教えられました。漁夫は驚いてこの夢の有様を里人に語つて一同の同意を得て、ついにさきの像を御輿に乗せ西の方お前の浜をさして進み、しばらく仮宮にとどめた後、その里人共々に相団つて好適の地に鎮め祀つたのが現在の戎社即ち西宮神社なのです。

この伝承はいつ発生したのかよく分かりませんが、エビスの神が海上渡来の神であり、海辺漁人によつて祀られた神であることをもの語るものであります。本当に海社らしい伝承ではありませんか。

註

(1) 現在の地形のままで昔を考えてみても、眞実は分りません。地形の変化は目まぐるしいものがありますから、まず昔の姿に復元することが大切です。

(2) 室町末期（一、五〇〇年前後）に、吉田兼俱が戎社のことを註して「戎社三所、今二所、蛭子也、海社歟」と記しています。『二十二社註式』

(3) 伊耶那岐命、伊耶那美命、（前略）各言竟之後、告其妹、曰女人先言不良。雖然、久美

度迄興^ル而生子、水蛭子。此子者入葦船^レ而流去。次生淡嶋^レ。是亦不^レ入子之例^レ。云々。

『古事記』

(前略)吾已生大八洲及山川草木。何不^レ生天下之主者歟。於是共生日神。号大日靈貴。
(中略)此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多。未有若比靈異之兒。
不宜久留此國。自当早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠。故以天柱^三擎^二於天上也。次生月神。(中略)其光彩亞^レ曰。可以配日而治。故亦送之于天。次生蛭兒^レ。雖已三歲脚猶不^レ立。故載^二之於天盤橡樟船^一而順風放棄。次生素戔鳴尊^レ。云々。

『日本書紀』本文

一書曰。(前略)陰神乃先唱曰。妍哉。可愛少男歟。陽神後和之曰。妍哉。可愛少女歟。遂為夫婦先生蛭兒^レ。便載葦船^レ而流之。次生淡洲^レ。比亦不^レ以充兒數。云々。

『日本書紀』

一書曰。陰神先唱曰。妍哉。可愛少男手。便握陽神之手。遂為夫婦^二生^一淡路洲^レ。次蛭兒^レ。云々。

『日本書紀』

一書曰。日月既生。次生蛭兒^レ。比兒年滿三歲脚尚不^レ立。初伊弉諾・伊弉冉尊巡^レ柱之時。陰神先發喜言^レ。既違陰陽之理^レ。所以今生蛭兒^レ。次生素戔鳴尊^レ。(中略)故汝可^三以馭^二極

遠之根國^一。次生鳥盤橡樟船^二。輒以比船^一載蛭兒^レ順流放棄。云々。

『日本書紀』

古来、瀬戸内海地方、特に大阪湾沿岸地帯に繁茂していた広葉樹林が、マツ科や竹類の侵入をうけて殆ど消滅してしまった中にあって、当社の社叢は、海浜から一キロの地点にありながらよく旧態を残し、温暖帶性の植物が極めて豊富であり、クス、アラカシ、アベマキ、ウバメカシ、ツバキ、タマツバキ、イヌビワ、ラカンマキ等が繁茂し、中でもクスは幹囲り四メートルから五メートルほどの巨樹を残存しています。

また、これに交って山地植物も群生しており、タカネマスグサ、オニノゲシ、ソバカツラ、ダントホロギク、フユノハナワラビ等が自生し、殊に夏期小さな白い花を咲かせるハンゲショウの群落やベニシダが多数見られるのは珍しいこととされています。一方、このように豊富な樹叢が保たれているために、野鳥類の休息所、安静所となつており、昆虫類も多数生息しています。そこでその保護育成のために当社では種々の保存施設を設けることとなり、幸いにして辰馬悦藏氏の篤志によつて緑色金網屏を境内玉垣に沿つて約百七間にわたつて張りめぐらすことのできたことは有難いことありました。

このように当社社叢は、市街地化した周辺部にあつて地域住民の貴重な憩いの場となつております、その存在意義はきわめて大きいものがあります。

(十八) 西宮の人形操あやつり

人形操りの宫廷参入　西宮における芸能といえば、まず人形操りに指を屈すべきであります。

永禄十一年（一五六八）に西宮の「ゑびすかき」が宮中に参入して操りを上覧に供して以来、天正十六年（一五八八）・同十七年・同十八年、また文禄四年（一五九五）にもおこなわれました。『御湯殿上日記』に

この程参り候ゑびすかき皆々一だんと上手にて、ほんの能のごとくにしまいらせて一だん一だんおもしろきことなり云々

とあるのは、天正十八年正月のことであります。すこしくだつて慶長十九年（一六一四）九月二十一日・二十二日にわたつて院御所でもゑびすかきを召して上覧になつておられます。多数の公卿も陪観しました。御所の庭に縞子の幕を引きめぐらして演技をおこなわせ、出し物は「阿弥陀の胸割」のほか種々の操りがあつて、まことに奇意のことなりと感服した公卿もありました。その日、賀茂・大物供養・高砂などの能もつづいておこなわれたことが、参



くぐつのブロンズ像

次に、傀儡子を散所の民ともいいますが、このサンジョの意味をこれまでどのように考えられてきたかをふりかえってみましよう。

『攝陽奇觀』巻二の記事は、文化・文政ころの事実を記していますが、そこに次のように記しています。

○山上村 西宮の北に山上村といふあり。此処に百太夫の末孫笠井氏なるもの家数六軒にして枝葉数家に分れども株は六軒の外に増ることなし。往古は西宮の民家の婦女此地へ来りて平産をなす所ゆへ産所と唱へしが今は其事も絶て地名も山上と文字を改む。百太夫の宮へ産れ子を参詣させるも産所の忌明のならひか。平人笠井氏を厭いて縁組をなさずとぞ

とあります^{註(1)}。この文によつて分ることは、一、人形操りの産とか株とかの権益を持つている

観した山科言繼や西洞院時慶の日記に記されています。「ほんの能の」とくしまいらせ」と書かれていることからみれば、初期の操りは能とよく似たものであつたのでしよう。演技者は、ただ「夷鬼の類の者」とあって人名などが示されていないのははなはだ惜しいことです。元和元年（一六一五）にはいつて二月には仙洞御所で、八月二十日にも、また元和二年八月にもおこなわれました。この日の演技は深更にまでかかり、傍観の公卿らは鶏鳴に及んで退出したと『泰重日記』に記されています。寛永六年（一六二九）七月二十八日にも禁中で興行、同十五年五月九日には国母東福門院和子も御覽になつたという（『時度卿記』）。

このように永禄以来寛永までに二〇回近くも雲上に出入しているのであります。

夷かき 西宮の夷かきというのは、古くからこの西宮に居住していた「傀儡子」であり、散所の民であつて、人形をあやつることを特技とし、一方神社の雑用をもつとめた一団の住民なのです。『伊呂波字類抄』に記しているように、広田神社の末社に「百太夫文殊」の社があつて、おそらく平安時代末期にはすでに存在したと考えられますが、これが当時の遊女すなわち傀儡子の信仰するところとなつて、その定住する西宮社のかたわらに一社が建立されたのであります。現今の西宮市産所町の名は、江戸時代末期までこのあたりに住んでいた部落の名称を伝えたものであり、今、「傀儡師故跡」の石標を建て標示してあります。

家が当時は六軒あつたこと

二、平民と通婚しない賤民と見なされていたこと

三、婦女の平産をする所故、産所と唱えたとのいい伝えは今も伝承されているが、そんな事実はいつごろからおこなわれたか明らかでない。

『散所法師考』喜田貞吉氏⁽³⁾『中世の社寺と芸術』森末義彰氏等がありますが、本文の掲げる三點であります。後世このサンジョの意味についての代表的な説として(1)柳田国男氏説(2)煩雜をさけて註文に記しておきますので参照して下さい⁽²⁾。

西宮に住みついだサンジョは産所と書いてありますが、おそらくこの散所のことであります。例えば、広田、西宮両社を支配していた白川神祇伯のもとへ、社頭から飛脚注進を出したことを『忠富王記』に「西宮注進、散所之者上洛」(文亀三年四月二十日の条)「飛脚散所者三位入道昨日卯刻他界之由注進」(文亀四年四月十六日の条)とありますのは、まさに西宮戎社のかたわらに住むサンジョの者が、社の命令で飛脚の任にあたつて上洛したことを明証するもので、散所が戎社の雜役を勤仕していた好例であります。

次に「夷かき」という言葉については、吉田東伍氏が『大日本地名辞書』の中で「西宮の末社に百太夫祠あり、傀儡師の祖なり」という。中世夷かきという傀儡師あり、本社の駕輿丁



『摺津名所図会』に載せた人形繰り

の類にやあらむ」と記していますが、本社隸属の下級神人ではあるにしても、かきはかつぐの意ではなくて、かきは部曲⁽³⁾の意と解すべきであります。神社所属の雜役神人のむれと注すべきでしょ。一方、「えびすまわし」という語もありますが、傀儡の徒が自己の所属している社の主神の神徳や縁起を、自己の技芸の主題としてあやつり、大衆に対して大いに神徳の宣伝をおこなつたので、即ち、それが「戎まわし」と世間でいうようになりましたので、戎かきのかきでは意味が通じないようと思われ出した時代になつて、この語が一般に流布するようになつたのではないでしようか。

その昔、くぐつの民の女までもが人形を舞わしたであることは、大江匡房の『傀儡子記』⁽⁴⁾あたりからも推測できます。これによりますと、彼女らは住

吉社や広田社をあがめ、男の愛を祈るところとして百太夫を敬い、さらにそれと人形舞わしの技芸を密接させました。室町時代にくだると女の芸が衰えて男性の人形つかいが勢を得ることになつたのですが、その元は、淀川や神崎川のほとりの江口・神崎・蟹島あたりの船つき場に定住生活を開始して、やがておこなうにいたつた偶人の遊びが、しぜんとその根源を開くに至つたのでありますまい。

さきに永禄以降の西宮の戎かきの京都界隈における活躍を記述しましたが、更にこれを裏づける文献の一、三を書き加えておきましょう。

『東海道名所記』^{とうかいどうめいしょき}には、淨瑠璃は慶長前後に京の次郎兵衛という者、後に淡路掾を受領した西宮の夷かきを語らい、四條河原で鎌田政清のことを語つて人形をあやつり、そのあと、がうの姫・あみだの胸割などというのを語つた、と記しておりますし、『雍州府志』^{ようしゅうふし}には「淨瑠璃太夫は文禄年中より慶長に及んで監物某並びに次郎兵衛某、攝州西宮の傀儡師を招き相共にこれを経営す、監物並に次郎兵衛は淨瑠璃を語り、西宮人引田淡路蒸人形を舞わす。その始僅かに幕を両檻の間に張り人形をその上に舞わす。河内介監物これ淨瑠璃太夫受領の始也、次郎兵衛は後上総介と称す。これより左内、宮内相次で盛行す」(原漢文)などと書かれています。もともと淨瑠璃は琵琶や扇拍子などでかたり続け、曲は平家物語風であったよう

ですが、中世末期に渡來した三味線に合わして語られるようになつて以来、音曲としての面目を一新し、さらに西宮の傀儡師と結びつくにいたつてからは、ついに演劇の形として進化するようになつたのであります。

文献に現われた西宮の操り 王城の地におけるはなやかな人形まわしの活動に対し、地もの状態はどうであつたのでしようか、次にこれをながめてみたいと思いますが、残念ながら史料不備のために詳かにできません。「人形や秋風めぐる西の宮」という句が『俳諧當世男』(延宝四年出版)の中で俳人億丸によつてよまれてゐるが、わずかに延宝以前の消息をうかがえるものにすぎないと同時に、内容からかなり人形操りの衰微を知ることができます。そこで若干手許にある資料から分るものについてその活動状況を調べてみましよう。

正徳四年(一七一四)には産所村に戎像売願人が二十人いたことが『西宮神社日記』にみえています。これらは操りをおこなうかたわら神札の頒布をおこなつていた者であります。くだつて享保の頃になりますと、その五年三月二十七日に尼崎領主松平遠江守忠喬の息女が、産所芝居見物に来場し、あわせて戎社に参拝しています。これについては、村で二日前に観覧用の舞台材料を戎社に借りにきていること、それでこの技芸が殿様階級にさえも見てもらえるほどであつたことが同神社日記よりうかがい知ることができます。また、同八年十月十

九日には産所村の八郎兵衛という者が神主に対して、近來困窮にいたつた事情を訴え、これから先村内である興業操り芝居を、場所を移して神社境内でおこないたいので、その許可を申請しています（『西宮神社日記』）。人形座の衰微の一端がうかがわれます。

更に同社日記では、同九年四月二日に再び尼崎城主の姫君の操り見物のあつたことを記しており、同十二年には同村に座本四郎三、年寄八郎兵衛、淨瑠璃太夫茂太夫などがいて、広田神社の正遷宮の好機会を利用して、同社の社域内で操り人形一段切追出興業の許可を得たい由を神主吉井宮内に申し出ています⁽⁵⁾。

ところがそれから十二、三年を経た寛保元年（一七四二）十一月五日の条には「産所村の儀近年退職同前に困窮」とあります。それでもなお同月十七日の神事の日、同村の者が稽古淨瑠璃をしたことがありまして、翌二年四月にも同じような記事が見えます。延享二年（一七四五）八月二十九日には松平遠江守息女の産所芝居見物の記事もあります。また明和三年（一七六六）、西宮の当金竜山の日記には、その年の二月二十六日、竜山の妻つな女が家族づれで産所の芝居見物をしたことを記し、同女は十月にも、十一月にも見物している記事があるのを思えば、衰微とはいひながら興業は続けていたようです。ついで文化十三年（一八一六）三月二十五、六日には産所町の吉次郎・吉田小六の寄進にかかる人形芝居が催され、上

り高を百太夫社に奉納したことさえあつたのであります。しかしながら衰微の裏書をすることがらとしては、文化二年（一八〇五）正月に、産所村の源次郎・惣次郎・兵蔵・吉十郎の四名が連署して明石屋太郎兵衛（西宮町人）に対して、操り人形の衣裳四百三十五点を渡世のために借用したい、借賃は一ヶ年分銀八〇匁ずつで、毎年七月末にかならず返済すると約定した文書があるのを見てもわかりましょう。これらはもともと産所の所有であつたのを、困窮のため前年に売り渡してしまつたものであろうと思われます。

産所にあつた百太夫の社殿は、元亀二年（一五七二）には「百たい殿」とあり、天和四年（一六八四）書上帳には、「百太夫殿」と載せられており、正徳四年（一七一四）八月十六日修繕落成して正遷宮をおこなつた記事が見えます。文化八年（一八一二）十二月には、大阪の因講という技芸団体に、神社から働きかけ一堂に会して、百太夫社の維持營繕を勧進しました。名を列する者に豊竹巻太夫・竹本染太夫ほか七名、人形方頭取芳沢福右衛門、人形方吉田小六その他が見えます。このような経路をたどつておりましたが、天保十年（一八三九）ごろに、百太夫社は戎社の森の後背西安寺の東南の位置から、境内の現在の位置に移されました。古老の言によると、産所の人家は元禄には三、四〇戸もありましたが、嘉永のはじめごろには退転して一戸もどどめなくなつたといいますから、天保におこなわれた社殿移転は、

将来の維持難を見越して戎神社がこれを奉護することになつたものであります。

百太夫社については、江戸時代の博覧強記の考証学者喜多村節信が、その著『画証録』で精細な考証を書き添えています。⁽⁶⁾

ついでながらこの百太夫神は疱瘡に驗のある神として信じられていたことが山崎美成⁽⁷⁾の『海録』に記されています。その概要を紹介しますと、「百太夫殿」という神号を記事の冒頭にあげておいて、つぎに徳川吉宗の時代に疱瘡が流行し将軍もそれに感染したので、西宮の神職の進言にこの病にはよろしき神号があつて、神号を記してまつれば驗があると上申したので、時の能書家細井広沢に下命して淨書をさせた。広沢は副本を一枚藏していたのを知人の謂うにまかせて与えたが、それが拓本となつて三百枚印行した。しかし今世に残っているのは稀少となつたので、今度の疱瘡の流行に際して、この一枚を屋代輪池が臨写して版行し広く一般に施したと記しています。

西宮操りの終末 もともと産所村にあつた操り芝居の小屋は、西宮札場筋の北、今在家に移され、天保の末年ごろは操りでなく普通の芝居小屋となつて、やがては取りこわされたといわれています。また、わずかに技を伝えた吉田吉五郎（通称人形吉）芸名吉田伝吾は、技倆は相当見るべき者であつて、十数人で一座を組織して毎年春秋に灘目一帯から三田・名来・

昆陽・池田方面を巡業していました。はじめに「三番叟」を出し、つぎに「太閤記」「朝顔日記」「阿波の十郎兵衛」などのうちで得意とする段を演出しました。淨瑠璃語りはその土地土地の者を採用しました。伝吾は明治十二年三月に七十才で終りました。跡目はその弟子吉田小六（本名越木音松）が繼承して、明治十四年戎社の屋根替え完成祝いの時に境内で十日間も興行しましたが、その後はとかく不振で、まもなく廃業したといわれています。この人形吉の人形は、大小二種あつて、小さい方を豆人形と称しました。文樂座使用の人形の半分ほどの大きさで、木彫りであつて眼・口・首が動く仕掛けであります。小六が廃業の後は、武庫郡本庄村青木の住田玉吉が買い求めて、明治十六年ごろには有馬方面で興行したことがありましたが、その後の消息は不明であります。大型の方は西宮の芝村の宮本氏の手に移りましたが、同村には昔から宮本連中外一座がありましたので、旧来の人形の上にこの人形吉の分も加えたわけであります。人形の柄に「舍」の印のあるのは人形吉の品であります。大きさは文樂座使用の物と同じくらいであつて、眉・眼・口・頸⁽⁸⁾の動く仕掛けの物と、どこも動かぬ簡単なものとがありました。宮本連中も、吉田小六をまじえて興行したこともありましたが、明治の終りころには廃止してしまいました。

このようにして、そのかみ盛名のあつた西宮の操りは、ついに時世の推移と好尚に抗しえ

ず、消滅の一途をたどるのやむなきにいたつたのは感慨深いものがあります。

淡路へ移行の問題 西宮における産所部落の消長は以上のようにあります。別に早くからその一部が淡路に移行して操りをおこなっていました。『淡路草』や『淡路名所図会』、『淡路座秘書』、『音曲道智論』等々、そのときどきの状態を記しているのは参考になりますが、さかのぼつて由来を説くところは、各書、架空荒唐の説が多く信用できないところであります。帰するところは百太夫を信仰し、この人物が人形をもつて戎神を慰めたということが、淡路人形のはじまりであると信ずる点では一致しており、現今も一座を率いて諸国を巡業する座も、その出し物の一幕には必ず戎神の由来や戎神に豊漁を祈る一段が出てくるほどであります。

淡路三原郡三原町（旧市村）役場に所蔵する『文化八年三原郡三条村棟付人数御改帳』の示す事実は、その当時の操り座の存在を示す正確な貴重文献であります。これは淡路における人形操りの実情を知る上で参考になりますが、これは割愛することとし、ただ西宮から淡路に移行の問題を学問的に取り扱つた三つの説を略述して結んでおきたいと思います。

志田義秀博士は一説をなして、寿永三年（一一八四）四月二十八日源頼朝が摂津広田神に淡路広田庄を寄進したことを指摘して、西宮広田神社の社領内に八幡宮が登記され、その隸

属関係のものとしてあたかも西宮神における西宮傀儡の関係と同じ機構が営まれたのではないか。もしそうだとすれば後世西宮の産所の者が、この庄内または附近の三条村に移り住んで傀儡の業をおこない、これが淡路操りのはじまりをなしたのではないか、と主張しています。⁽⁸⁾

また竹内勝太郎氏は、その著『芸術民族学研究』中の「淡路人形座訪問」で説いているように、それは八幡神と夷三郎神との相関関係、宇佐八幡や古表八幡宮の細男の舞と西宮や淡路の操りとの関係、共に海上にかかわりの深い神であり、ことに四周海に囲まれている淡路に八幡神と夷三郎神の多数が登記されていること、別に八幡信仰部族とともに九州辺の海上交通権を持つていた大部族が採鉱冶金の術にも長じていて、これらが全国にひろがつて新文化を拡充しているうちに、夷神信仰部族の傀儡と交渉を生じ合流同化し、傀儡部族の人形技術を高め、信仰の複合と技術の複合を将来させんこと、これが動機で淡路の市場の発展をきたし、市村の市が淡路の中心となつて、八幡神は市場の神としての夷神と密接の関係をきたし、それによつて傀儡部族がこの地に集まり発展する遠因を生じたのであろう、といわれた。この説はすこし奇抜な点もないではないが、一顧すべき説として挙げておきます。⁽⁹⁾

最後に、折口信夫博士の説によりますと、淡路島に西宮の神人がいて、それが西宮の祭祀

に参加することは、あたかも古代の村々において海岸からはなれた洋上に神の島があつて、そこから神のきたり臨むようであつたのだと思う。そして人が神となつてくるかわりに、人形なる神、およびそれをつかう人が出てきたのである。この長い習慣が、ついにはるかな後世に至つて西宮・淡路にわたる偶人劇団をつくることになつたのである。またこうした事が、一方にはやくから淀川・神崎川の下流に半定住していたいくつの間にもおこなわれて、西宮や西摺地方のかいま女の偶人咒術を生みもしたのだと思う、と述べられ、原点に海上渡来神説を書いておられるのであります。⁽¹⁰⁾

以上をもつて人形操りの記事を終ります。(末社百太夫社の項参照)

註

- (1)サンジョを山上と書いたのはこれ一つだけで、後年でもみな三条か産所である。
- (2)○サンジョのサンは占いや算筮のサンで算所と書くのが本来であり、ト占祈祷の表芸のほかに、あるいは祝言を唱え、歌舞を奏して合力を受け、さらに一部の者は遊芸玩笑の賤業につくことも辞さないため、名称も区々となり種々のあて字もできてますます出自が不明になつたという(柳田国男説)。

○かれらはもと産小屋の地にて産婦の世話をすることをもつて生計としたが、後には産小屋の風も衰えたので、あるいは掃除人足となり、あるいは遊芸人ともなり、ついに現今では各所とも消滅したものであるとしたが、中世の記録に「散所」と記されている例が多いことからついに「一定の住居を有せず、所在に散居する浮浪民の謂ではなかろうか」とした(喜田貞吉著『散所法師考』)。

○散所本来の意義は一定の居所無く、随所居住せる浮浪生活者を指すもので、諸所浮浪中に同類相集つて一箇の団体を形成し、その身柄を權門勢家或は社寺に投じて、その所領中に固着し、社寺或は權門の雜役を勤むることに依つて生活の安定を得るに至つたものであろう。そして中には從來の呼称に従つて散所雜色、散所隨身、或は散所法師などとも呼ばれたのである(森末義彰著『中世の社寺と芸術』)。

- (3)『部曲』(かきべ)とは、古代の朝廷や豪族の支配下にある世襲の職能別集団をいう。
- (4)『傀儡子記』平安時代後期、大江匡房の著。わずか三百余字の短文ではあるが、平安時代の遊女ヶヶツ及び傀儡子族の生活形態・性格をうかがうべき根本史料である。

一札之事

今度広田御遷宮に付、今月十七日より来月朔日まで私共御受合ひ、少々人形を入れ一段切追出興行仕候に付、御役所より仰出され候常々仰付の御法度の趣相守り申べく候、勿論見物人その

外とも慮外なる儀仕るましく候、尚又本人も大阪者二三人も相交り申すに付、当社御法度の儀屹度相守り候よう申渡すべき旨畏まり奉り候、万一不届の儀仕候は私ども如何様とも仰せつけらるべく、右の赴御役所より仰せられ候に付、私共一札仰せつけられ差上申候、後日のため件の如し

享保十二年未三月十六日

産所村座本 四郎三 印

同 年寄 八郎兵衛 印

上るり太夫 茂太夫 印

吉井宮内様

(6) 百太夫は、おれ文化八年の春、津の国西宮に詣でしに此時開帳ありて賑はしかりき。御本社に向ひて左の方半町余奥に小き祠ありて扉開きたり。その内にいと古き雛の様なる人形あり。冠衣にて座する形、面は新に紅白粉をきたなげに塗りたり。これ百太夫の神像なり。その伝記など不稽の事なる故にや撰津志また撰陽群談等にも載せず。地志などには兎まれ角まれ記すべきをや。名所図会には百太夫の祠、神明社の傍にあり、この神は西宮傀儡師の始祖なりとのみあり。此神を道君坊と称ふる事を考ふるに誤り多かり。道君坊伝記というものあり、不稽の妄作なるは論ずるにもたらぬもの也と書き(『画証録』)、先に記した百太夫像の顔面に、紅や白

粉を塗る習俗は『塩尻』に載せた尾張国甚目寺の故例を引いて「願立てするに白粉をその像にぬりしといへるは、かの西宮の百太夫の像に紅粉ぬりたりしもざる故になむ」と断じており、この時発行の百太夫の画像を図示しております。

(7) 著者山崎美成は、一九世紀前半、寛政から安政年代の人。

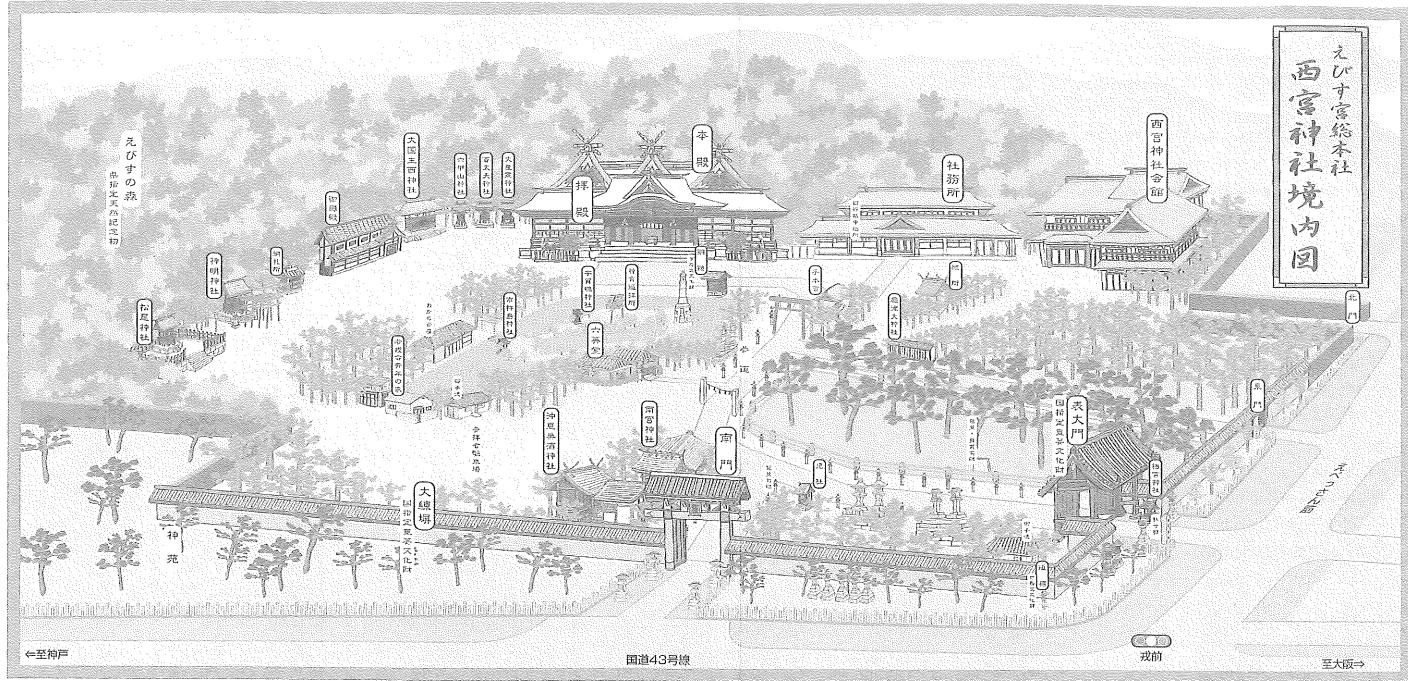
(8) 志田義秀説(『国語と国文学』所収「西宮淡路京都の操の関係」大正十五年五月号)

(9) 竹田勝太郎説(『芸術民族学研究』所収「淡路人形座訪問」)

(10) 折口信夫説(『折口信夫全集』第三巻所収)



昭和三十六年十一月十日印刷
昭和三十六年十一月廿一日發行
昭和六十年十二月廿日(第四刷)
平成十四年八月廿二日(改訂第一版)
平成二十一年十二月廿三日(改訂第二版)
著者 吉井良尚
(改訂者) 吉井良隆



社名	西宮神社本殿	火産靈神社	百太夫神社	火產靈神	御祭神													
社名	須佐之男大神	天照大神	百太夫神	火鎮めの神	御神德													
このやしき社	なんぐうじんじゃ 南宮神社	うのみやじんじゃ 梅宮神社	おのえびすじんじゃ 沖惠美酒神社	にわづひじんじゃ 庭津火神社	うのみたじんじゃ 宇賀魂神社	いちしまじんじゃ 市杵島神社	よつのじんじゃ 松尾神社	しんゆいじんじゃ 神明神社	KKにおしにじんじゃ 大國主西神社	ろっこさんじんじゃ 六甲山神社	ひやくだくうじんじゃ 百太夫神社	ほしごじんじゃ 火産靈神社	くのみやじんじゃ 西宮神社本殿					
児	葉大市豊 山山杵玉 姫姫姫 神神神	酒 解 神	沖 惠 美 酒 大 神	奥 津 比 女 神	奥 津 彦 彥 神	宇 賀 御 魂 神	市 杵 島 神	猿 住 大 田 彦 前 大 神	大 山 山 昨 大 神	稻 荷 神 神	豐 受 比 女 神	(延 喜 式 内 社) 少 大 己 彥 命	菊 理 姫 命	百 太 夫 神	火 產 靈 神	え び す だ 大 神	御 祭 神	
尊	南宮神社の末社	の古社	廣田神社 攝社	醸 造 繁 榮	健 荒 康 の 神	土地 鎮 め の 神	諸 農 業 繁 榮	市 海 場 繁 榮	航 運 海 安 全	醸 造 繁 榮	町 内 安 全	諸 業 繁 榮	縁 結 成 就	山 水 の 守 り 神	予 供 の 守 り 神	人 形 操 り の 祖 神	家 内 大 漁 商 壳 滿 足	御 神 德
子供の神様	9月22日	9月22日	4月3日	7月10日	9月21日	4月9日	6月17日	4月2日	2月初午日	5月15日	5月6日	1月5日	8月24日	9月22日	祭日			